

岐阜県公報

第二千三百四十四号
平成二十四年五月十一日

(金曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	三二三
指定訪問看護事業者等の指定	(同)	三二四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	三二四
指定医療機関の名称等の変更の届出	(同)	三二五
道路の区域変更	(道路維持課)	三二五
公示	(商業流通課)	三二六
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(同)	三二六
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	三二六
公共測量の実施	(用地課)	三二六

告示

岐阜県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
かわしまファミリークリニック	水 井 慎 一 郎	各務原市川島松倉町三三 七〇五〇	平成三〇・一
ながき内科クリニック	永 木 正 仁	羽島市舟橋町宮北二 七	同
ライン調剤薬局 倉知店	サンラインメデイカル株式会社	関市倉知八三〇	同
松前屋調剤薬局	近 藤 葉 子	関市本町五一五四	同
ピース薬局 ぎふはしま店	YMCカンパニー株式会社	羽島市舟橋町宮北一三〇	同
かわしま調剤薬局	株式会社フアーマシーリンク	各務原市川島松倉町三三 七〇七〇	同

スマイル薬局いしや ま店	株式会社ファル マリノク	各務原市那加石山町一 一三二	同
トーカイ薬局 各務 原西店	株式会社トーカ イメデイカル	各務原市那加西市場町四 一	同
郡上薬局 大和店	大洋薬品東海株 式会社	郡上市大和町剣八八 二	同
しらき齒科クリニック	白木 完治	安八郡安八町東結四八一 一	同
たけうち内科	医療法人聡悠会	各務原市鷺沼各務原町六 一〇六 一	同
東濃中央クリニック	大林 浩幸	瑞浪市松ヶ瀬町一 一四	平成三・二・一
かじ眼科	鍛冶 兆宏	飛騨市古川町上気多五九 二 一	同
ピノキオ薬局 大和 店	ピノキオ商事株 式会社	郡上市大和町剣字川添八 八三	同
いきいき健康薬局	石川 正武	瑞浪市松ヶ瀬町一 一五 二	同
エール調剤薬局 瑞 浪店	株式会社エール フアーマシース	瑞浪市山田町六七 一 二	同
なこやかクリニック	本間 龍介	羽島郡岐南町三宅二 一 〇六	同
ヤナセ薬局	柳瀬 徹明	揖斐郡池田町六之井一四 七三 五	同
福田薬局	有限会社福田堂	高山市神明町四 九	同
みお医院	医療法人晋育会	中津川市付知町二七 一 一	平成三・三・一
岐南クリニック	松本 信高	羽島郡岐南町八剣一 一 三	同
キクヤ薬局	株式会社キクヤ	多治見市前畑町三 七六 五	同
各務原リハビリテー ション病院	医療法人社団 誠道会	各務原市鷺沼山崎町六 八二	同

東濃眼科 宮崎洋次 瑞浪市北小田町二 一七 同

岐阜県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人かがやき	羽島郡岐南町八剣一 一八〇 四	訪問看護ステーションかがやき	羽島郡岐南町八剣一 一八〇 四	平成三・一〇・一
特定非営利活動法人まちの家赤坂宿	大垣市赤坂新町四 二六	赤坂宿訪問看護ステーション	大垣市赤坂新町三 一〇九 一	平成三・二・二
社団法人岐阜県看護協会	岐阜市藪田南五 一四 五三	社団法人岐阜県看護協会 上宝訪問看護ステーション	高山市上宝町本郷 五五〇 高山市上宝 保健センター	平成三・三・一

岐阜県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 廃止年月日

中 島 薬 局 中 島 秀 雄 加茂郡八百津町八百津四一三四三二一 平成三・三・三

沢 崎 医 院 医療法人社団至誠会 郡上市白鳥町為真字鶴沼一三一八五 平成三・九・三

新 鷺 沼 ケ ア ク リ ニ ッ ク 医療法人社団誠道会 各務原市鷺沼山崎町六八二 平成三・二・三〇

み お 医 院 三 尾 寿 樹 中津川市付知町二七一一 同

岐阜県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日

新 恵 那 市 長 島 町 中 野 一 七 八

旧 恵 那 市 長 島 町 中 野 字 神 田 二 五 四 一 平成三・九・三

新 株式会社メド イット 多治見市明和町五 五七 平成三・六・二〇

旧 有 限 会 社 メ ド イ ッ ト

新 けやきどおりレ デイスクリニ ック

医療法人社団 恵仲会

多治見市宝町三 九八

平成三・七・一

旧 中 村 レ デ イ ス ク リ ニ ッ ク

岐阜県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年五月十一日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	美江寺線 西結線	瑞穂市十九条字人前一九六番一地先から 同市同字鳥居前二九一番一地先まで	前 後	三・〇 二・一	一六・〇 一六・〇	

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年五月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ可児店

可児市中恵土字溝向二二〇番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年十二月二十七日

五 店舗面積

四、五四九平方メートル

六 駐車場の収容台数

二〇四台

七 荷さばき施設の面積

三九五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年五月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ一

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロ一茜部店・中部薬品茜部薬局

岐阜市茜部本郷一丁目七八番 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二、四四四平方メートル

(変更後) 一、七九九平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十四年四月十九日から

同 二十四年五月三十一日まで

四 作業地域

可児市久々利地区

平成二十四年五月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社